

令和5年度 新しい観光商品づくり推進支援事業要領

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により観光をとりまく環境は極めて厳しい状況が続く中で行われたワーケーション及びマイクロツーリズム等の新たな旅行形態やオンラインツアーによる旅行喚起につなげる新たな取り組みへの対応の一環として、当連盟では、これらの取り組みを推進するため令和3年度から会員等が主体となって実施する観光消費額を高めるための商品開発に対し支援を行ってきました。なお、本年5月には新型コロナウイルスが5類に移行し社会経済活動が正常化したことにより観光需要が大きく回復しつつあるところであります。

今後は観光需要のさらなる回復により地域間競争が激しくなることが想定され本県としては観光の魅力向上がますます重要となることから、新たな取り組みを推進する上で、観光客誘致に向けた新しい観光商品づくりに対し支援するものです。

2 新しい観光商品について

新しい観光商品とは、着地型旅行商品(※)及び着地型商品を盛り込んだ発地型旅行商品(モニターツアー含む)の造成、体験観光コンテンツの整備、地域イベントの実施等により具体的に観光客を誘致し観光消費額を高めることを目的にしたもの。

※着地型商品とは、旅行者を受け入れる地域で作られる旅行商品のこと。旅行先で参加するオプションツアーのようなもの。

3 支援対象事業

- (1) 必須要件 次の事項を満たすもの
 - ・具体的な誘客に実行性がある事業であること
 - ・本県観光魅力向上に向けた新たな事業であること
- (2) 期 間 令和6年3月25日まで商品化されるもの
- (3) そ の 他 同一申請者による同様な商品と判断されたものは認めないもの

4 支援対象者

(公社)宮城県観光連盟会員、(公社)宮城県観光連盟会員が推薦する団体・事業者

5 支援内容

- (1) 新しい観光商品の開発・商品化に向けた経費の一部を助成します。助成額は全体事業費の4分の3未満で、上限は10万円(但し、備品購入は上限2万円)
 - ・助成対象科目は、旅費交通費、委託費、消耗費、謝金、広告宣伝費、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、備品とします。なお、支援対象期間までに催行された旅行商品は旅行催行に係る全ての費用科目を助成対象とします。
 - ・支援規模は全体予算の範囲内となりますので、予算範囲を超えた時点で支援終了となります。
- (2) 当連盟ホームページ等で商品化された新しい観光商品の宣伝支援を行います。

6 申請等の手続き

(1) 申請書の提出

支援を受けようとする対象団体・企業等は、申請書（別紙様式1）に必要事項を記入し、次の書類を添えて会長に提出してください。

提出書類；事業計画書及び収支予算書（任意様式）

推薦書；(公社)宮城県観光連盟会員からの推薦書

※ 申請者が会員の場合は不要です。非会員は会員からの推薦書が必要になります。

(2) 支援の決定

会長は、申請書を受理後、その内容を審査し、適当と認めた場合は支援を決定するとともに、その旨を申請者に通知します。

(3) 事業の完了

申請者は事業終了後、報告書（別紙様式2）に必要事項を記入し、次の書類を添えて会長に提出してください。会長は内容を審査し、適当と認めた場合は、助成金の額の確定を通知します。申請者は確定通知を受け、会長あてに請求（任意様式）する。

提出書類；事業報告書及び収支決算書（任意様式）

助成額を財源にした支出に伴う証拠書類

観光商品一式